

尾道市災害廃棄物処理計画 (概要版)

平成 31 年 3 月

 尾道市

目次

第1章 総則	1
第1節 基本的事項	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 対象とする災害と廃棄物	1
4 市の役割	3
5 災害廃棄物処理の基本方針等	3
6 計画の見直し	4
第2節 組織体制	5
1 応急対応時（災害対策本部）	5
2 災害復旧・復興時	5
3 庁内関係部局との連携	5
第3節 情報収集・連絡	6
1 尾道市災害対策本部による被害状況等の把握	6
2 国、県、近隣他市町等との連絡	6
3 県への連絡及び提供する情報	6
第4節 協力・支援体制	7
1 他市町・県及び国、民間事業者の協力・支援	7
2 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	7
第5節 処理実行計画の作成	8
1 基本的な考え方	8
2 災害廃棄物処理実行計画の構成（例）	8
第6節 制度の活用	9
1 廃棄物処理法の特例制度	9
2 処理事業費（国庫補助）	9
第7節 平時の取組み	10
1 一般廃棄物処理施設に関する災害対策	10
2 仮置場候補地の選定	12
3 化学物質の使用、保管状況等の把握	12
4 し尿処理における仮設トイレ等の備蓄	12
5 職員への教育訓練	12

第8節 住民への啓発・広報	13
1 住民への広報	13
2 住民からの相談窓口	13
第9節 空き家処理対策	14
第2章 災害廃棄物処理対策(地震災害)	15
第1節 全般的事項	15
1 災害廃棄物処理の流れ	15
2 発災後の時期区分ごとの実施事項	16
3 廃棄物等発生量の把握	16
4 災害廃棄物処理可能量の算出	18
5 災害廃棄物の処理フロー	19
6 県内外等での広域処理の調整	22
第2節 災害廃棄物処理手順	23
1 し尿・避難所ごみ等の処理	23
2 災害廃棄物の処理	24
3 処理困難廃棄物の処理	26
4 思い出の品等	26
第3章 災害廃棄物処理対策(風水害)	27
1 概要	27
2 対象とする風水害と廃棄物の処理	27
3 風水害廃棄物の特徴	27
4 風水害廃棄物発生量の試算(参考)	28
6 風水害廃棄物処理の留意点	29

第1章 総則

第1節 基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、復興のためには迅速な廃棄物の処理が必要となる。尾道市においては、高い確率で発生が予測されている南海トラフを震源域とした地震をはじめとした地震災害、平成30年に発生した豪雨災害に見られるような風水害等、各種災害の発生が懸念される。

近年多発する大規模災害に備え、関係団体の相互の協力のもと、生活環境の保全を図りながら、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行われることを目指し、本計画をとりまとめる。

2 計画の位置付け

本計画は、「尾道市地域防災計画」や「尾道市一般廃棄物処理計画」の枠組みのもと、「広島県災害廃棄物処理計画」等とも相互に整合を図ったうえで、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び処理実施手順を、国の災害廃棄物対策指針を踏まえてとりまとめるものである。

災害発生時には、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物処理実行計画を作成することとなるが、本計画はこの災害廃棄物処理実行計画を作成する際の基礎となるものである。

3 対象とする災害と廃棄物

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害全般を対象とする。

想定地震

「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」（以下「被害想定」という）で、想定された11地震のうち、表1.1.1に示す災害廃棄物発生推計量が最大となる「南海トラフ巨大地震」及び大きな被害が見込まれる「長者ヶ原断層－芳井断層」の2地震を本計画における想定地震として選定し、発生推計量に基づく処理フローの検討等の対象とする。2地震の地震位置図を図1.1.1～図1.1.2に示す。

表1.1.1 対象地震の諸元

対象地震	地震の規模 (M)	地震のタイプ	津波の 有無
南海トラフ巨大地震	9.0	プレート間の地震	有
長者ヶ原断層－芳井断層の地震	7.4	地殻内の地震	無

想定風水害

広島県は、洪水浸水想定区域を指定している。市内を流れる河川では、藤井川、本郷川、御調川が該当し、これらの水害を発生推計量検討等の対象とする。

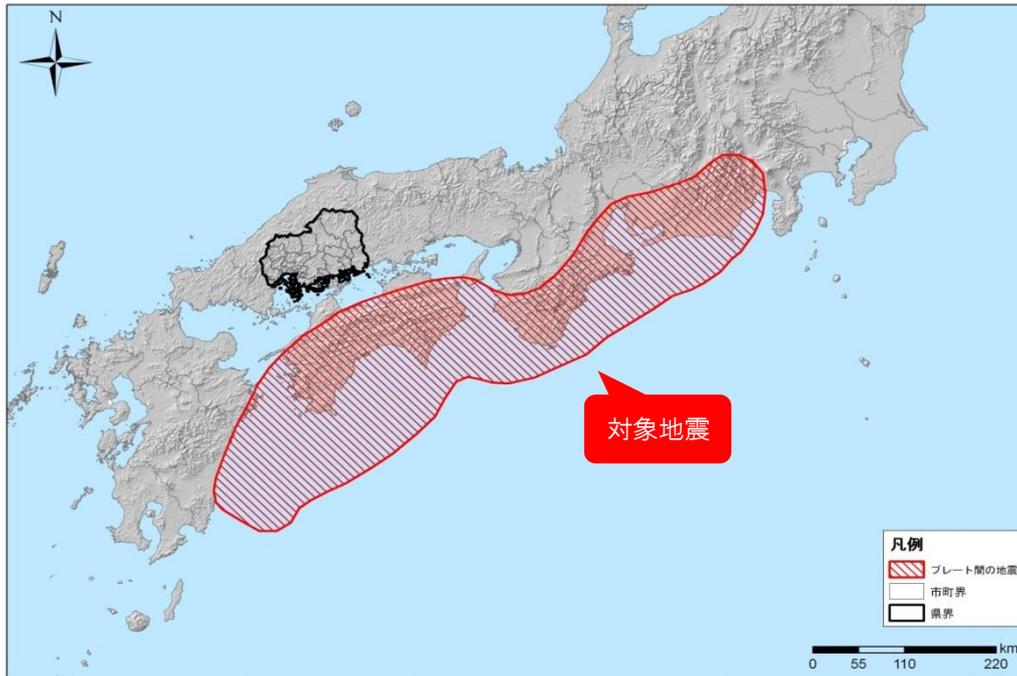


図 1.1.1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

出典：広島県「広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）」p.I-28 に加筆

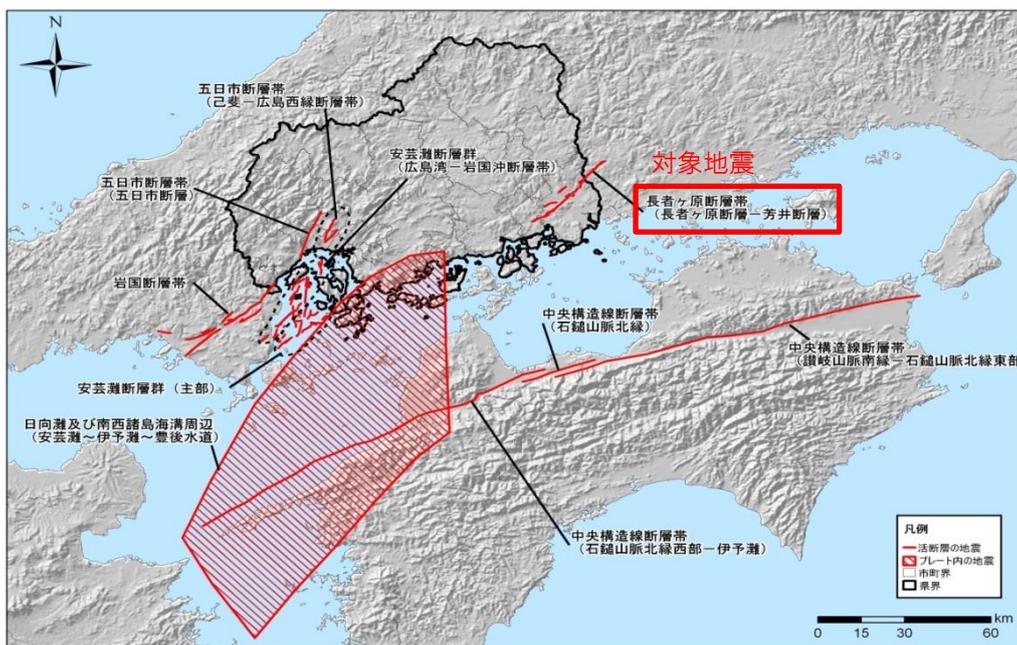


図 1.1.2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

出典：広島県「広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）」p.I-29 に加筆

(2) 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、表 1.1.2 のとおりとする。

表 1.1.2 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波、風水害等の災害によって発生するもの(災害廃棄物)	木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物 ※廃棄物混じりの土砂や流木についても、被害状況を踏まえ災害廃棄物として取扱う場合がある。
被災者や避難者の生活に伴い発生するもの	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

出典：環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月）」p.1-9～1-10 をもとに一部修正・加筆

4 市の役割

災害により発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物に該当し、市がその処理の責務を負う。

市の対応事項(災害発生時)

- ・廃棄物の発生状況、施設被害状況等の各種情報収集
- ・散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)
- ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理
- ・災害廃棄物の収集運搬、分別
- ・仮置場の選定・設置運営・管理
- ・中間処理(破碎、焼却等)、最終処分
- ・再資源化(リサイクルを含む)、再資源化物の利用先の確保
- ・二次災害の防止
- ・進捗管理
- ・広報、住民対応等
- ・県、他市町、民間支援団体等との連携協力体制の調整・支援要請
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定 等

出典：環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月）」p.1-9 をもとに一部修正・加筆

5 災害廃棄物処理の基本方針等

(1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理にあたっては、安全性や生活環境の保全を図るとともに、いち早く復旧・復興を行うことができるよう、国、県、市、民間事業者、その他関係団体等が協力して対応することを基本とする。

(2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させる。また、市内の処理施設を最大限に活用する。

(3) 処理期間

災害廃棄物の処理期間は、過去の災害事例を踏まえ大規模災害時には3年以内の処理完了を基本とする。ただし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理先の確保状況等を踏まえて、発災後に適切な処理期間を設定する。

(4) 処理体制

市における平時の一般廃棄物処理体制を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者等と連携して災害廃棄物処理体制を構築する。市は被害状況に応じて、県を通じて国、他都道府県、その他関係団体にも協力を要請し、広域処理体制を構築する。

6 計画の見直し

本計画は、法令や国の関連指針、地域防災計画、廃棄物処理計画など等の上位計画等の変更や、被害想定等の重要な前提条件の変更、実際の災害対応や訓練等で改善すべき点が認められたとき、その他特に見直しが必要となったとき等に随時見直しを行う。

第 2 節 組織体制

1 応急対応時（災害対策本部）

(1) 災害対策本部

市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市長は災害対策基本法に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

2 災害復旧・復興時

災害廃棄物処理が長期化し、災害対策本部解散後も処理継続が見込まれる場合は、別途、災害廃棄物処理を担う執行体制を検討・設置し、引き続き処理を推進する。

3 庁内関係部局との連携

災害廃棄物処理は、災害対策本部衛生班（市民生活部）が主体的に行う。平成 30 年 7 月豪雨では、市内各地で土砂災害が発生したことから、図 1.2.1 に示すように宅地内に流入した土砂については組織横断の宅地内土砂等対策班が組織され対応を行った。

災害対策本部や庁内関係部局、広島県や環境省と連携し、災害廃棄物の処理を行う。

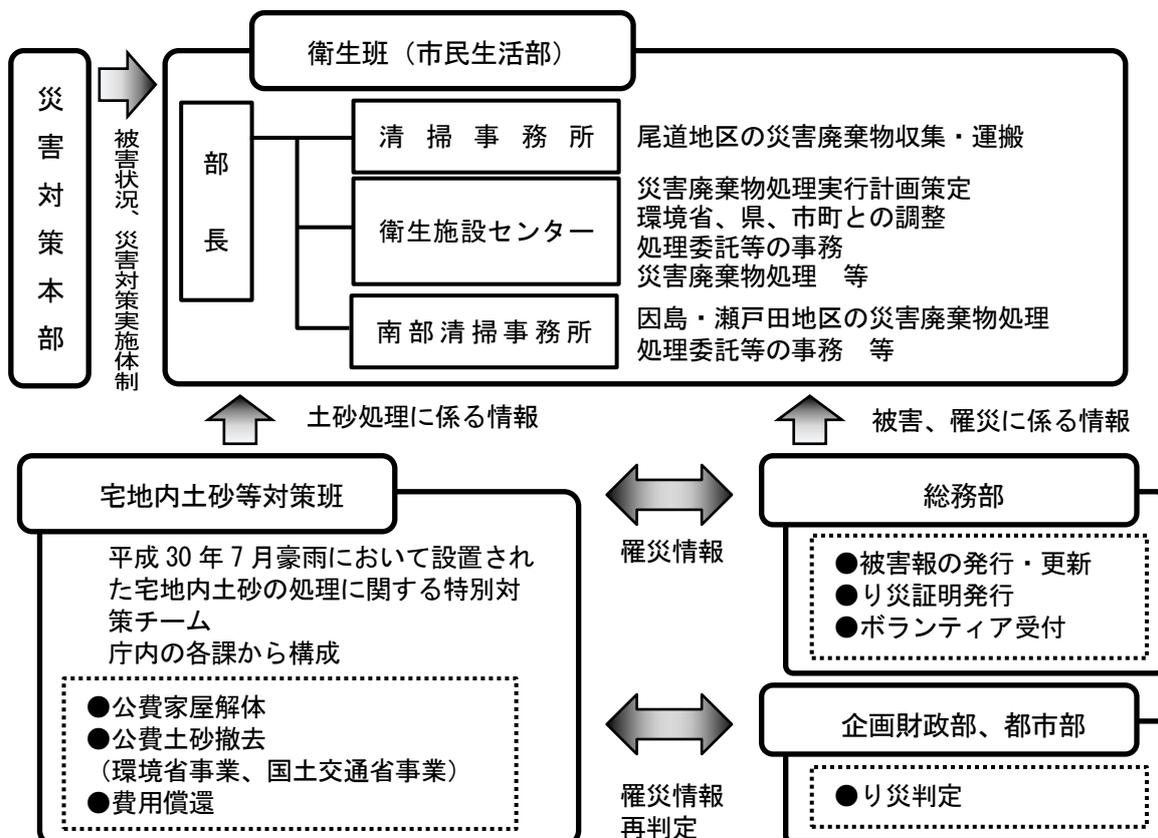


図 1.2.1 平成 30 年 7 月豪雨災害における災害廃棄物処理の組織体制

第3節 情報収集・連絡

1 尾道市災害対策本部による被害状況等の把握

市（災害廃棄物担当）は、災害廃棄物の発生量を把握し、廃棄物処理の方向性を検討するため、表1.3.1に示すような建物被害や避難者数等、基本的な被害状況を、災害対策本部に集約される情報により把握する。情報は、定期的に新しい情報を収集することを心がけ、その収集・発表日時を念頭に、正確に整理することが重要となる。

表 1.3.1 災害対策本部に集約された情報により把握すべき事項

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、し尿の発生量把握 ・生活ごみ、し尿の収集運搬体制の検討
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数 ・建物の床上及び床下浸水棟数 ・水害または津波浸水面積 ・土砂災害箇所 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発生量及び種類等の把握 ・運搬・処理方法、処理先の検討
上下水道の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と開通見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握

2 国、県、近隣他市町等との連絡

市は、発災後は県環境県民局循環型社会課、国（環境省本省及び中国四国地方環境事務所）の担当課と定期的に連絡をとり、被害状況や復旧に際しての支援体制や他市町の状況等の情報収集に努める。大規模災害発生時には、他市町も大きな被害を受けることが想定されるため、平時の処理体制を越えた災害廃棄物の処理の検討も考慮し、情報を収集する。

3 県への連絡及び提供する情報

発災時は、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況に関する情報収集を行う。県への情報提供にあたっては、連絡窓口等を明確にし、定期的に収集した情報を提供する。なお、廃棄物処理施設の被害状況については災害対策本部において共有する。

第 4 節 協力・支援体制

1 他市町・県及び国、民間事業者の協力・支援

図 1.4.1 に示すように、広域的な支援が必要となる場合は、県や国による調整のもと、県内他市町や他都道府県の担当窓口と支援に係る連絡調整を行う。

災害の規模によっては、市の廃棄物処理体制では対応が難しい場合は、市が締結している協定等を活用し、他の市町に支援を要請する。

さらに、市内の産業廃棄物事業者や建設事業者、セメント事業者、リサイクル事業者、バイオマス発電事業者、建設機材レンタル事業者（協会）等と災害支援協定等を締結し、保有資機材の把握や協力・支援体制を構築する。

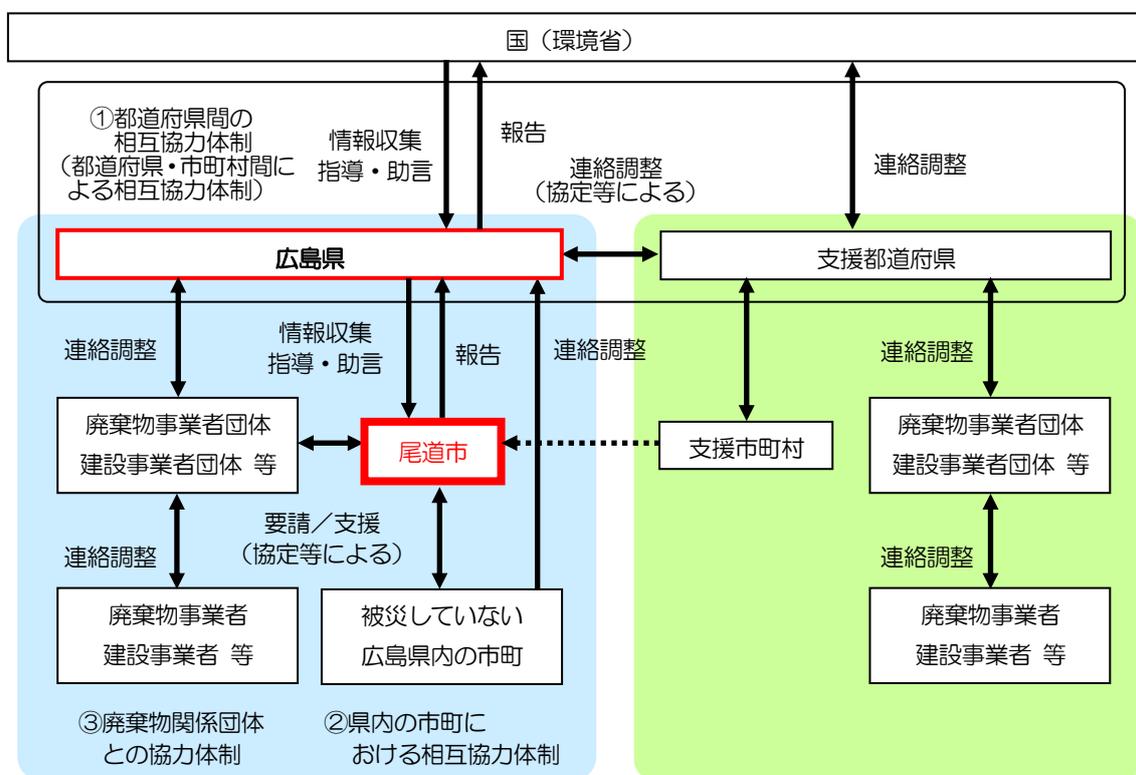


図 1.4.1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典：広島県「広島県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）」p16 をもとに一部加筆

2 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

壊滅的な被害により行政機能自体に影響がある等、災害廃棄物の処理を市のみで行うことが困難な場合、地方自治法 252 条の 14 に基づく事務の委託又は同法 252 条の 16 の 2 に基づいて、県が事務の代替執行として行う。

大規模災害時には、発災後速やかに被害状況等を県に連絡し、事務委託等の必要性について検討する。

第5節 処理実行計画の作成

1 基本的な考え方

発災後、環境省が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）や尾道市災害廃棄物処理計画などをもとに、具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画を作成する。

災害廃棄物処理実行計画には、処理の基本方針、災害廃棄物発生量の推計値、処理方法、スケジュール等を具体的に示す。

実行計画は、進捗状況に応じて、図 1.5.1 に示す段階的な見直しを行う。

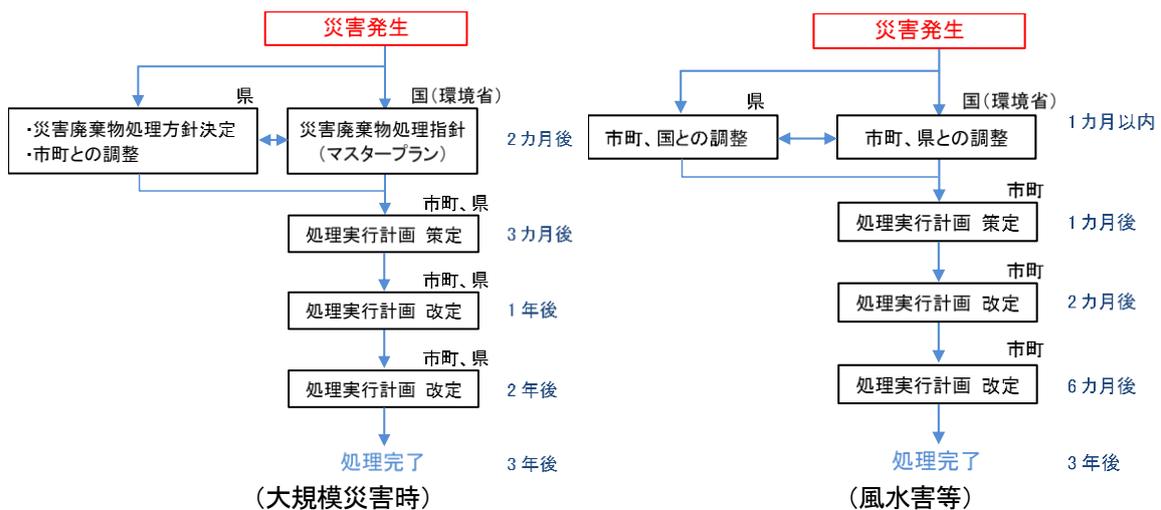


図 1.5.1 災害廃棄物処理実行計画の策定及び改定時期の目安

2 災害廃棄物処理実行計画の構成（例）

実行計画の構成例を表 1.5.1 に示す。

表 1.5.1 災害廃棄物処理実行計画の構成（例）

1 実行計画の基本的考え方	4.4 二次仮置場
1.1 基本方針	4.5 処理・処分
1.2 実行計画の特徴	4.6 運搬計画
1.3 県への委託状況	5 安全対策及び不測の事態への対応計画
2 災害廃棄物の発生量及び性状	5.1 安全・作業環境管理
2.1 発生量の推計	5.2 リスク管理
2.2 災害廃棄物の性状	5.3 健康被害を防止するための作業環境管理
3 災害廃棄物処理の概要	5.4 周辺環境対策
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方	5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
3.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー	5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
3.3 処理・処分能力	5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
3.4 処理の進め方	6 管理計画
3.5 全体工程	6.1 災害廃棄物処理量の管理
4 処理方法の具体的な内容	6.2 情報の公開
4.1 解体・撤去	6.3 県・関係機関等との情報共有
4.2 住民用仮置場	6.4 処理完了の確認
4.3 一次仮置場	

第 6 節 制度の活用

1 廃棄物処理法の特例制度

災害廃棄物処理に係る制度を活用し、速やかな処理を実施することとする。

(1) 市町による非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（法第 9 条の 3 の 2）

- 非常災害時における廃棄物の処理を行うための施設について予め知事に協議し同意を得ておけば、発災後には県による確認を受けることを要しないものとされた。これにより、最大 30 日の法定期間を待たずに施設を設置することができる。

(2) 市町から委託を受けた者による非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（法第 9 条の 3 の 3）

- 法改正により、非常災害時において市から処分委託を受けた事業者が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、市が設置する場合の手続きと同じく、届出で足りることとされた。これにより、施設設置に係る期間の短縮が見込まれる。

(3) 産業廃棄物の処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害時の規定の追加（法第 15 条の 2 の 5 第 2 項）

- 非常災害時の応急措置のための処理については、事後の届出で足りることとされた。これにより、既存の産業廃棄物処理施設を迅速に活用することが可能となった。

(4) 災害廃棄物処理の委託に関する特例

- 非常災害時により発生した廃棄物について市が処理委託する場合には、一定の要件を満たせば再委託が可能となる。また市は代表幹事一社との契約とすることができる。

2 処理事業費（国庫補助）

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、市のみでは対応が困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。補助事業の詳細については、「災害関係業務事務マニュアル（自治体事務担当者用）（平成 26 年 6 月）」（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参照。

(1) 災害等廃棄物処理事業

補助対象事業： 暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市等が実施する災害等廃棄物の処理

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

補助対象事業： 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

(3) 国土交通省 堆積土砂排除事業との連携

堆積土砂排除事業の概要は、以下のとおりである。

補助対象事業： 災害により発生した堆積土砂（泥土、砂礫、岩石、樹木等）を排除する事業。総量が 30,000 m³ 以上などの基準がある。

第7節 平時の取組み

1 一般廃棄物処理施設に関する災害対策

市の一般廃棄物処理施設位置図を図1.7.1に示す。また、施設の基本情報等一覧表をそれぞれ表1.7.2～表1.7.3に示す。平成30年4月現在、一般廃棄物焼却施設は計2施設、一般廃棄物最終処分場は計3施設である。

一般廃棄物処理施設は、地域の防災拠点及び災害廃棄物の受け入れを行う拠点施設としての機能が期待されている。また、災害時にあっても、通常的生活ごみの処理を継続する必要がある。

災害廃棄物の受け入れを行う拠点施設に必要な機能・設備と確認項目を表1.7.1に示す。市は、災害発生時の被害を少なくすること及び発災後に早期に施設を稼働できることを目的として、適切な整備に努める。

表1.7.1 災害廃棄物の受け入れを行う拠点施設に必要な機能・設備

1. 耐震・耐水・耐浪性
2. 始動用電源、燃料保管設備
3. 薬剤等の備蓄倉庫

出典：環境省「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（平成27年3月）」pI-22

表1.7.2 一般廃棄物焼却施設の基本情報

施設名	焼却炉の形式	公称能力 (t/日)	基数	処理実績 (t/年度)	稼働実績 (日/年)	最大稼働日数 (日/年)
尾道市クリーンセンター	ストーカ式 (可動)	120	2	33,720	362	335
因瀬クリーンセンター	ストーカ式 (可動)	50	2	8,981	244	338

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成28年度調査結果）（平成30年4月10日）」に加筆

※ 最大稼働日数は、点検等を加味して7日程度に加え、地震被害で停止が予想される20日程度減じている。

表1.7.3 一般廃棄物最終処分場の基本情報

施設名	埋立地面積(m ²)	全体容積 (m ³)	埋立実績 (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	残余/全体 (%)
尾道市最終処分場	23,000	194,000	5,375	127,264	65.6
因島一般廃棄物最終処分場	10,700	80,000	2,898	28,360	35.5
瀬戸田名荷埋立処分地	10,100	54,000	582	37,723	69.9

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成28年度調査結果）（平成30年4月10日）」

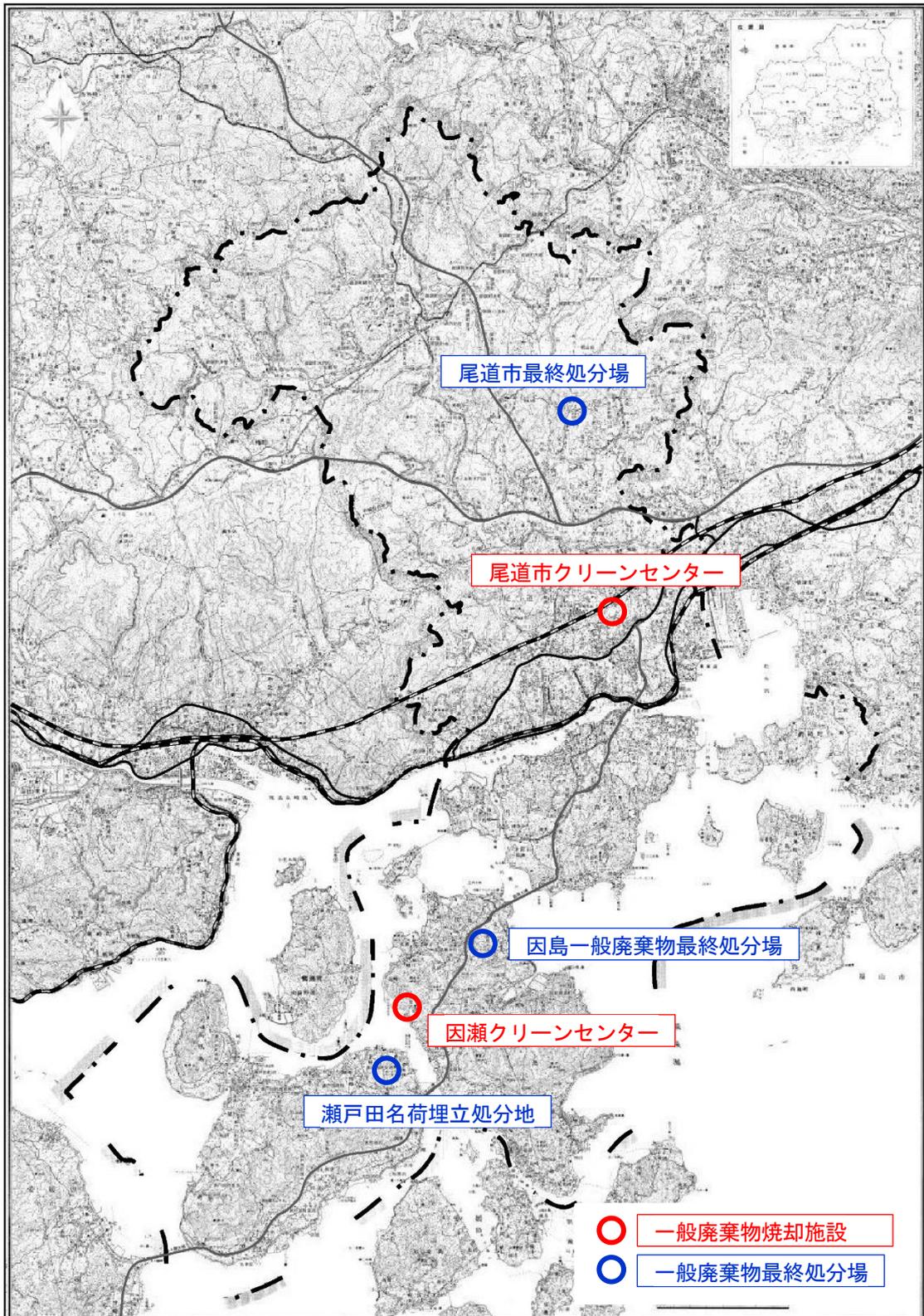


図 1.7.1 一般廃棄物処理施設位置図

2 仮置場候補地の選定

発災後は、速やかに仮置場を設置する必要があることから、平時から仮置場として利用可能な候補地を選定しておく。

災害時には候補地が避難所・応急仮設住宅や重機置場等に優先的に利用されることが想定されるため、仮置場を選定する際はあらかじめ関係部局と利用調整を行っておく。

主要な仮置場候補地については、可能な限り、搬入路や場内レイアウト等も含めた具体的な運用計画を平時からあらかじめ検討しておく。

3 化学物質の使用、保管状況等の把握

有害性のある化学物質の漏えい等が疑われる際には、速やかに調査を行い、対応方針を検討する必要がある。このため、市は、県が整理・提供する PRTR データ等をもとに、化学物質に係る事業場の立地状況を把握しておく。

4 し尿処理における仮設トイレ等の備蓄

避難所及び上下水道、浄化槽等の被災地域においては、し尿処理対策として仮設トイレ等の設置が必要となることから、平時から仮設トイレ等の資機材の備蓄に努める。備蓄にあたっては、高齢者等の利用を考慮し、洋式便器を確保することが望ましい。公共施設等の整備にあたり、マンホールトイレを設置することも有効である。

なお、仮設トイレを設置した際には、収集運搬ルートに加える必要があるため、市は設置場所一覧を作成・整理し、幅広く収集するよう努める。また、災害時に備えてリース会社等との仮設トイレの提供に関する協定を検討する必要がある。

5 職員への教育訓練

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、平常時から職員等の災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。そのため、市は、県等が実施する研修・訓練に職員を参加させるとともに、自らも研修・訓練を実施するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努める必要がある。

廃棄物処理部局は、災害時に災害廃棄物処理計画が有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、災害廃棄物処理計画を適宜見直す。

また、災害廃棄物処理の経験者や災害廃棄物・産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家(D.Waste-Net等)を交えた講習会・研修会等を定期的で開催し、職員の能力維持・向上に努める。

職員の人事異動を考慮し、教育訓練により能力維持・向上させるだけでなく教育訓練と災害廃棄物処理計画の見直しや協定の締結等の平時の災害廃棄物対策を有機的につなげる。

第8節 住民への啓発・広報

1 住民への広報

発災後は、ホームページ、防災行政無線、チラシ、貼り紙、広報紙、説明会などを被害状況に応じて活用し、住民に必要な情報を適時適切に提供するよう努める。また、災害時の混合ごみや便乗ごみの発生を抑制するため、平時から廃棄物の分別や便乗ごみの排出禁止等に関する周知・啓発等を継続的に行う。表 1.8.1 に発災後に広報する情報例を示す。

表 1.8.1 発災後に広報する情報例

項目	内容
生活系ごみ、し尿の収集※	収集方法等
有害・危険物の情報※	発生状況、処理方法等
問合せ窓口※	災害廃棄物を含む一般廃棄物に関する問合せ窓口
被災自動車等の確認	所有者確認、保管場所、期間、手続き等
災害廃棄物の発生状況	災害廃棄物の種類と発生量
被災家屋の撤去等	対象物、手続き等
住民用仮置場の設置状況	場所、分別方法、収集期間
一次・二次仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要
災害廃棄物処理の進捗状況	発生状況に対する進捗と今後の工程
思い出の品等	保管・引渡しに関する情報

※発災後初期に広報することが望ましい情報

2 住民からの相談窓口

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定される。災害対策本部と連携し、被災者から災害廃棄物や各種制度の活用等に関する相談・問い合わせに対して、担当部署を紹介するなど、適切に対応する。

特に、被災者から災害廃棄物の収集運搬、思い出の品や貴重品、建物解体・撤去の要望等が寄せられることが考えられる。

市職員は、発災直後から人命救助、復旧復興に追われることも想定されることから、平時から、想定される相談・問い合わせに対する対応を整理し、発災後は相談窓口を集約して対応することも検討する。

第9節 空き家処理対策

適切な管理が行われていない空き家は、災害時に倒壊等のおそれがある。

災害時には災害廃棄物の増大につながるるとともに、その解体処理にあたっては、所有者の確認・手続き等にも時間を要し、災害廃棄物の処理が滞ることになる。

平成27年度の尾道市空き家等実態調査で、7,353件の空き家が確認され、図1.9.1に示すように市内全域に空き家が存在する。長者ヶ原断層－芳井断層帯地震においては、空き家件数の多い中部地域や東部地域に震度7が想定されている。

高い震度や液状化危険度が想定される地域では、老朽化が進んだ空き家や特定空き家等に関しては特に注意が必要である。

そのため、災害時の空き家に対する対応を事前に整理しておく必要がある。

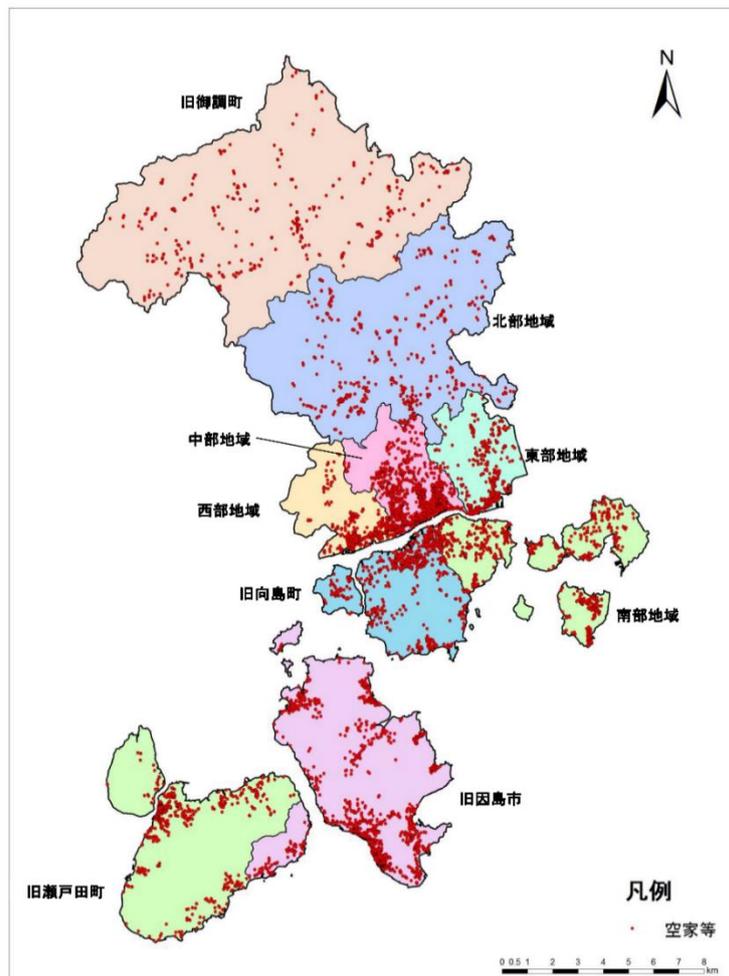


図1.9.1 市内空き家分布

出典：「尾道市空き家等対策計画（平成29年3月）」p17引用

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

第1節 全般的事項

1 災害廃棄物処理の流れ

一定規模以上の災害では、図2.1.1に示すように、発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入し粗選別を行った後、二次仮置場で破碎選別等の処理を行う。なお、小規模災害の場合や災害廃棄物の処理方法によっては、二次仮置場を設置しない場合もある。その後、再資源化、焼却処理、最終処分等、分別後の品目に応じて受入先に搬入し、処分を行う。

処理にあたっては、市や民間の既存施設を最大限活用しつつ、また、可能な限り再資源化に努めるが、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、他市町や県の区域外も含めた広域処理や、仮設焼却炉の設置を行うことで、計画期間内の処理完了を目指す。

避難所等から排出されるごみやし尿については、市の既存施設での処理を前提とし、これらの処理施設が被災した場合には、近隣市町等での代替処理ができるよう調整する。

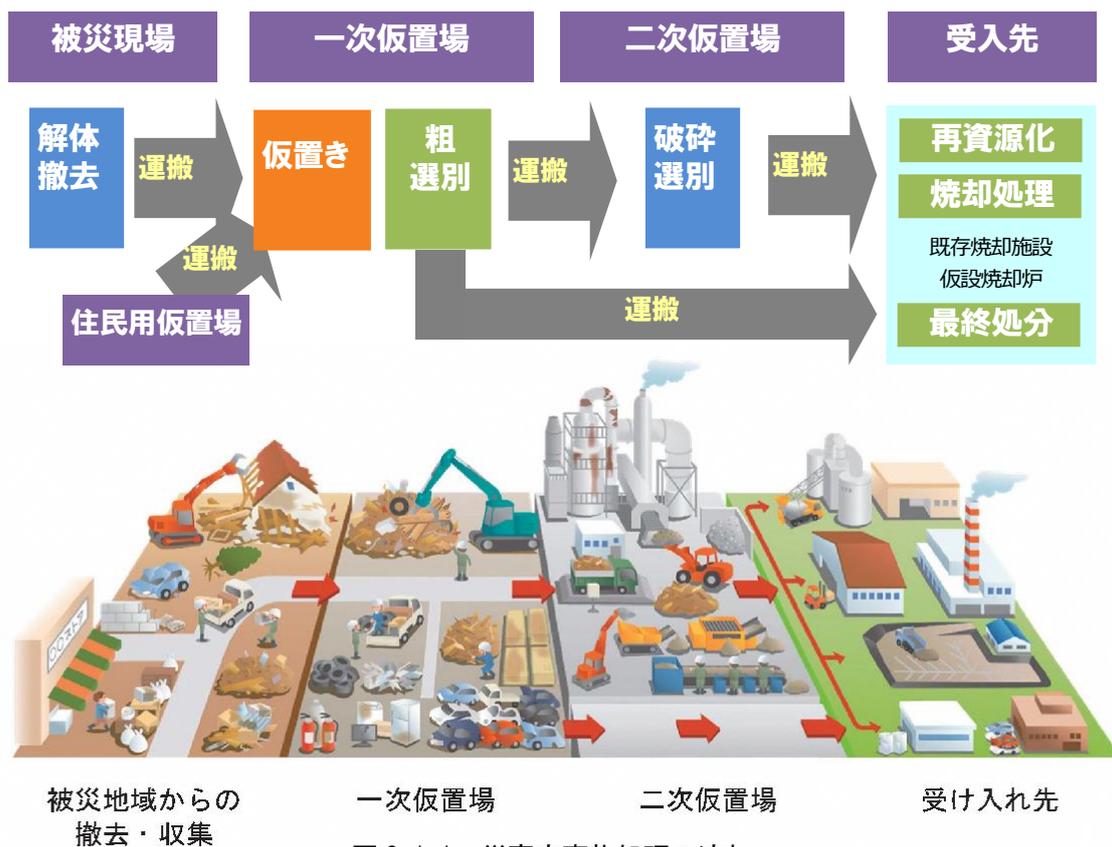


図 2.1.1 災害廃棄物処理の流れ

出典：国立研究開発法人国立環境研究所「災害廃棄物に関する研修ガイドブック（2017年3月）」
総論編 p2

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

2 発災後の時期区分ごとの実施事項

発災後の対応は、概ね表 2.1.1 のような時期に区分される。

初動期においては、組織体制の確保、情報収集等がまず必要になるが、併せて、し尿、生活ごみ等の収集運搬・処理体制の確保、一次仮置場の選定・設置を速やかに進める。

また、情報収集においては、処理実行計画の策定に向け廃棄物の発生量と処理可能量を速やかに把握する必要があることを踏まえ、建物被害状況、浸水区域等の被害情報や、処理施設の被害・復旧状況等を継続的に収集する。

表 2.1.1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時期の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）」p1-12

3 廃棄物等発生量の把握

(1) 被害想定に基づく廃棄物発生量の推計

表 2.1.2 に示す広島県が想定した市内の想定地震による被害から推計した災害廃棄物量を表 2.1.3 に示す。

表 2.1.2 想定地震による被害

対象地震	対象地域	最大予想震度	全壊棟数 (揺れ、液状化、津波)	半壊棟数 (揺れ、液状化、津波)	火災焼失棟数	合計 (棟)
南海トラフ巨大地震	尾道市	6強	10,881	26,349	27	37,256
長者ヶ原断層－芳井断層の地震	尾道市	6強	7,670	19,180	54	26,904

出典：広島県「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」

表 2.1.3 災害廃棄物等の発生推計量尾道市内合計値

対象地震	災害廃棄物発生推計量	津波堆積物発生推計量	合計
南海トラフ巨大地震	1,882	135	2,017
長者ヶ原断層－芳井断層の地震	1,344	0	1,344

単位(千t)

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

（2）発災後の廃棄物発生量の把握

災害廃棄物発生量の把握は、処理に必要な体制、資機材を決めるうえで重要となる。発災後の廃棄物発生量の算定方法は、図2.1.2に示すとおりであり、時間が経過するとともに様々な方法で発生量を検証し、精度を上げていく必要がある。

特に、被災家屋の公費解体が行われる場合においては、家屋解体の申請状況が発生量推計のための重要な基礎情報となる。

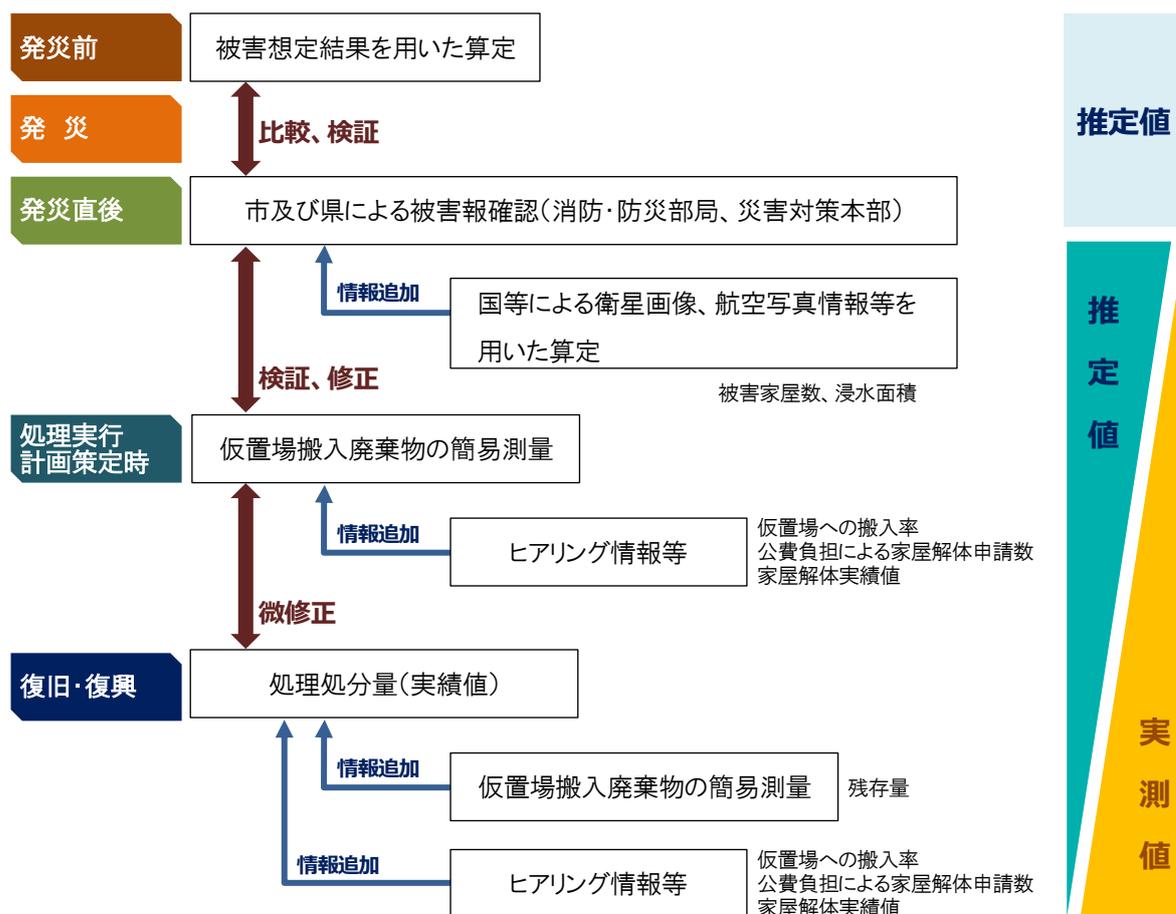


図 2.1.2 災害廃棄物発生量の算定方法の変化

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

4 災害廃棄物処理可能量の算出

災害廃棄物の処理可能量の算出では、各施設の公称処理能力の上限まで廃棄物を受け入れることを想定して算出するものであり、施設の老朽化や使用状況等の要因により、実際の受け入れ可能量はこれより小さくなる可能性があることに留意する必要がある。

また、最終処分については、可能な限りの分別、リサイクルを行い、処分量を減量する必要がある。

（1）一般廃棄物焼却施設の処理可能量

市の一般廃棄物焼却施設における災害廃棄物の処理可能量を表 2.1.4 に示す。災害廃棄物処理の目標期間 3 年間で、約 38 千 t の災害廃棄物が処理可能である。

表 2.1.4 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量

施設名	日処理能力 a (t/日)	炉数 b	年間稼働日数 c (日)	年間最大処理能力 d=a*b*c (千 t)	年間処理実績 e (千 t)	処理可能量 f=d-e (千 t/年)	処理可能量 (千 t /2.7 年)
尾道市 クリーンセンター	120	2	335	40.20	33.72	6.48	17
因瀬 クリーンセンター	50	2	338	16.90	8.98	7.92	21
合計	170	4	—	57.1	42.7	14.40	38

出典（年間処理実績）：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度調査結果）（平成 30 年 4 月 10 日）」

（2）一般廃棄物最終処分場の処理可能量

一般廃棄物最終処分場における災害廃棄物の処理可能量を表 2.1.5 に示す。一般廃棄物最終処分場では、約 158 千 t の災害廃棄物が処分可能である。残余容量の減少に伴い、処理可能量も年々減少していくことに留意する必要がある。

表 2.1.5 一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物処分可能量

施設名	施設全体容量(m ³)	H28 覆土含む埋立容量 a (m ³ /年度)	H28 年度末残余容量 b (m ³)	処理可能量 c=(b-a×10)×1.5 (千 t)
尾道市最終処分場	194,000	5,375	127,264	110
因島一般廃棄物最終処分場	80,000	2,898	28,360	0
瀬戸田名荷埋立処分地	54,000	582	37,723	48
合計	328,000	8,855	193,347	158

出典（施設全体容量、覆土含む埋立容量、残余容量）：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度調査結果）（平成 30 年 4 月 10 日）」

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

5 災害廃棄物の処理フロー

（1）廃棄物の種類ごとの処理方法

重量比で災害廃棄物の大半を占める主な災害廃棄物について、処理フローを事前に検討し、発生量と処理方法・処理可能量を確認しておくことが速やかな処理実施のために必要となる。対象とする災害廃棄物の種類、性状、処理方法は表 2.1.6 のとおりである。

表 2.1.6 災害廃棄物の性状と処理方法

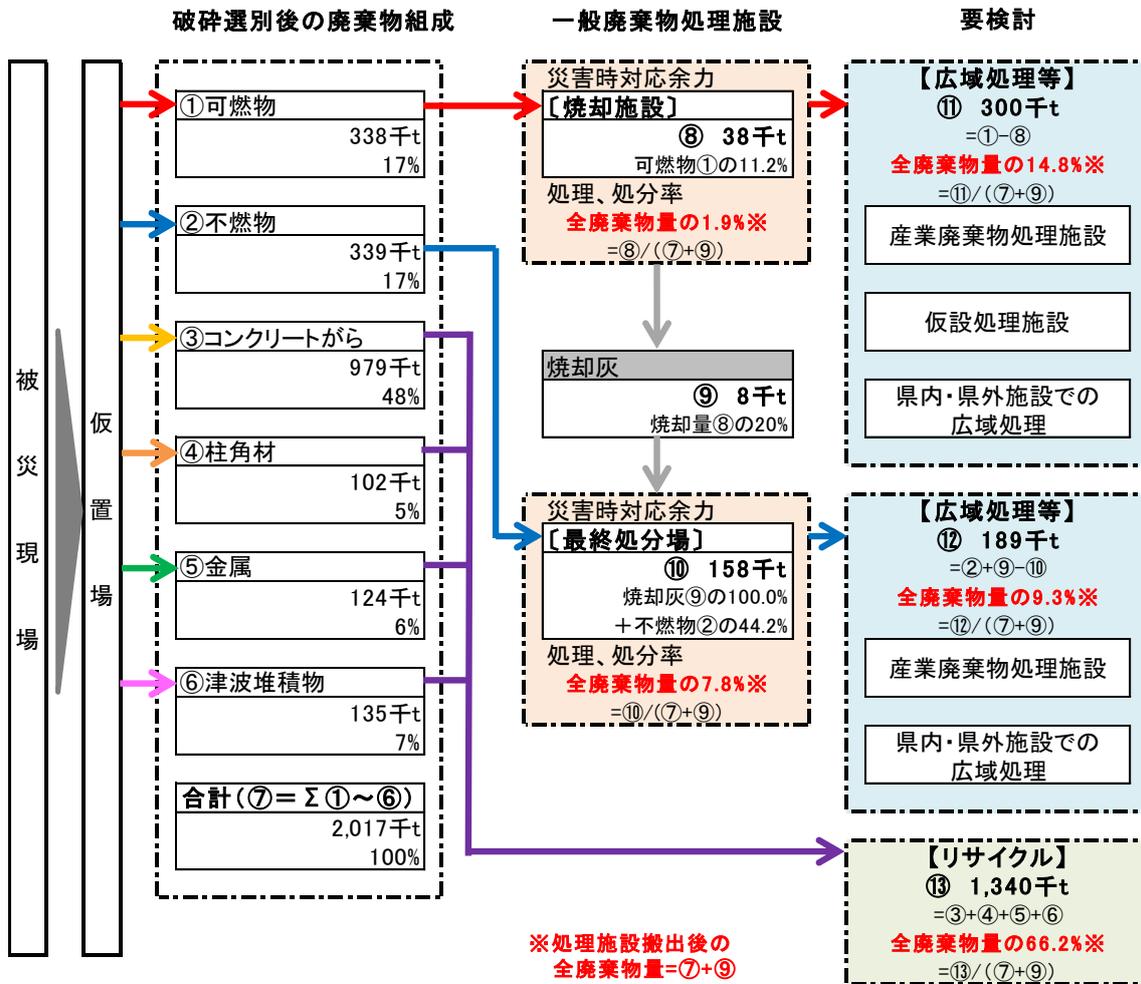
<p>可燃物</p> 	<p>■性状 木材・プラスチック等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と細かく混じり合った状態から可燃分を選別したもの。</p> <p>■選別後の処理方法 焼却施設で処理</p>
<p>不燃物</p> 	<p>■性状 コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンクリート片や木片・プラスチック等が細かく混じり合った状態から、不燃分を選別したもの。</p> <p>■選別後の処理方法 最終処分場で埋立処分又はセメント資源化</p>
<p>コンクリートがら</p> 	<p>■性状 主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。</p> <p>■選別後の処理方法 潮堤材料、道路路盤材などの再生資材</p>
<p>柱角材</p> 	<p>■性状 木質廃棄物のうち、重機や手選別でおおむね 30cm 以上に明確に選別できるもの（倒壊した生木も含む）。</p> <p>■選別後の処理方法 マテリアルリサイクル原料、サーマルリサイクル原料(燃料)等</p>
<p>金属くず</p> 	<p>■性状 災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別作業により取り除かれたもの（自動車や家電等の大物金属くずを除く）。</p> <p>■選別後の処理方法 製錬や金属回収により再資源化</p>
<p>津波堆積物</p> 	<p>■性状 水底や海岸に堆積していた砂泥が津波により陸上に打ち上げられたもので、小粒コンクリート片や粉々の壁材等が細かく混じり合ったもの。</p> <p>■選別後の処理方法 盛土材(嵩上げ)、農地基盤材等の再生資材</p>

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

（2）廃棄物発生推計量を踏まえた処理フローの検討

想定地震に基づく災害廃棄物発生推計量と処理可能量を踏まえ、処理期間を発災から3年間と想定した対象地震ごとの処理フローを図2.1.3～図2.1.4に示す。

南海トラフ巨大地震

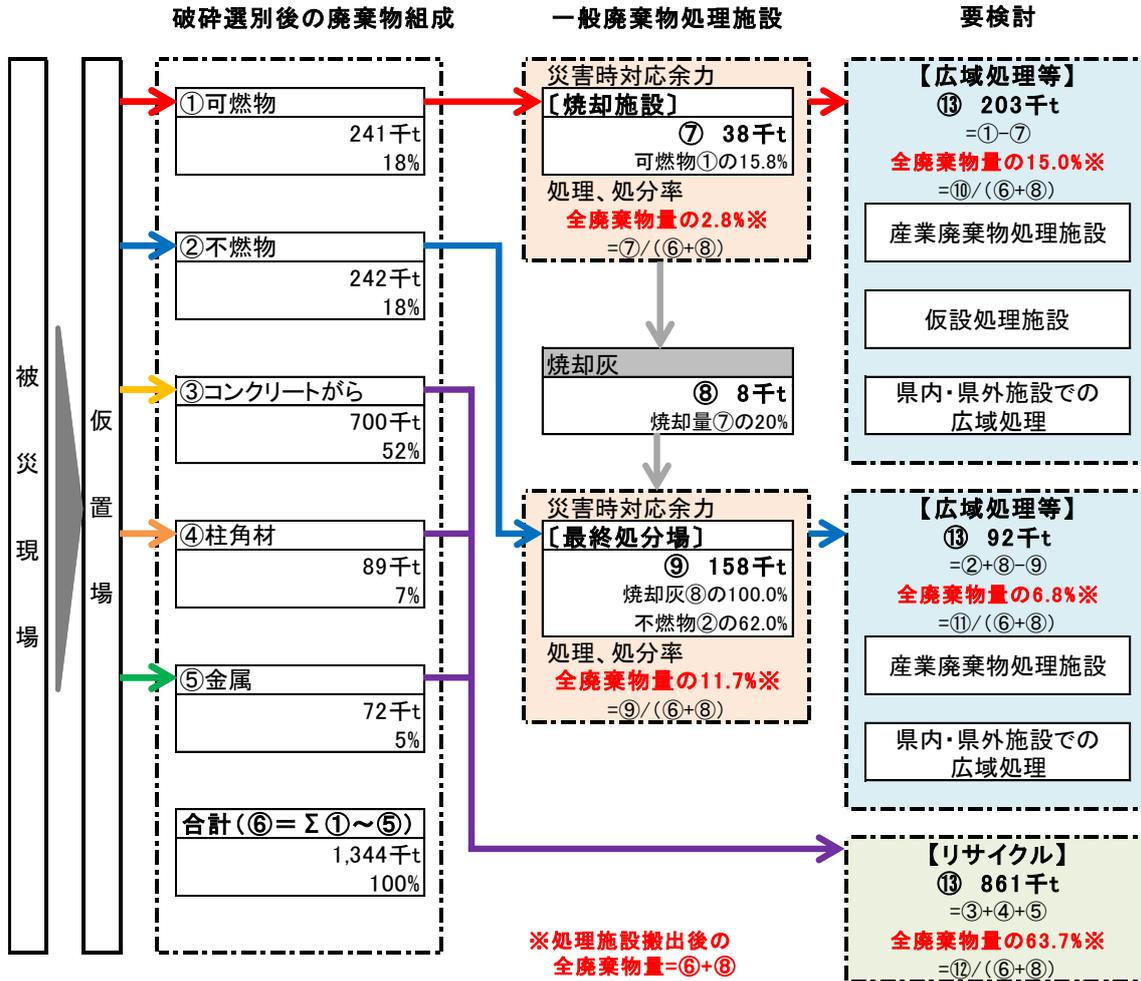


破砕選別後の廃棄物組成	発生推計量 (千t)	処理の基本方針(搬出先)
可燃物	338	38千tを市内施設で処理、300千tの処理について要検討
不燃物	339	158千tを市内施設で処理、189千tの処理について要検討
コンクリートがら	979	再生資材として活用
柱角材	102	製紙原料や燃料用木質チップ等として処理
金属	124	再生利用事業者へ売却
津波堆積物	135	再生資材として活用

図 2.1.3 災害廃棄物処理フロー（南海トラフ巨大地震）

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

長者ヶ原断層－芳井断層の地震



破砕選別後の廃棄物組成	発生推計量 (千t)	処理の基本方針(搬出先)
可燃物	241	38千tを市内施設で処理、203千tの処理について要検討
不燃物	242	158千tを市内施設で処理、92千tの処理について要検討
コンクリートがら	700	再生資材として活用
柱角材	89	製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
金属	72	再生利用事業者へ売却

図 2.1.4 災害廃棄物処理フロー（長者ヶ原断層－芳井断層の地震）

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

（3）処理フローに基づく課題

市内の一般廃棄物処理施設で大規模災害の災害廃棄物に対する処理能力が不足していることから、以下に主な課題を示す。

- ・ 環境省や広島県の調整のもと、他市町村の一般廃棄物焼却施設の受入調整を検討する。
- ・ 市内だけでなく、他市町、他都道府県に広げて民間業者の処理能力について調査する。
- ・ セメント会社の受入能力の把握、陸路や海路等の運搬方法を検討しておく必要がある。
- ・ リサイクル処理施設、処理困難物処理施設について、受入条件等を整理しておく。
- ・ 仮置場の選定・運営、運搬手段・運搬経路についても検討を進めておく必要がある。

（4）発災後の災害廃棄物処理フロー

発災後には、（2）で検討した処理フローを目安として、実際の災害廃棄物発生量や、被害状況を踏まえた処理可能量を考慮した処理フローを検討し、災害廃棄物処理実行計画に記載する。

6 県内外等での広域処理の調整

広域処理の実施については、県や国との連携のもとに相手先自治体との調整を行う。

平成30年7月豪雨では、図2.1.5に示すように、広島県の一般廃棄物等埋立処分場でのがれき処理や海面埋立地での土砂の利活用が実施された。

また、可燃物に対する焼却能力が不足する場合は、仮設焼却炉の設置も有効な対応策となるが、その建設は市単独では困難であるため、広島県のもと近隣市町も含めた広域処理の手段となる。ただし、複数の府県が被災する南海トラフ巨大地震等の大規模災害においては、早急な仮設焼却炉の建設が困難である場合も想定しておく必要がある。

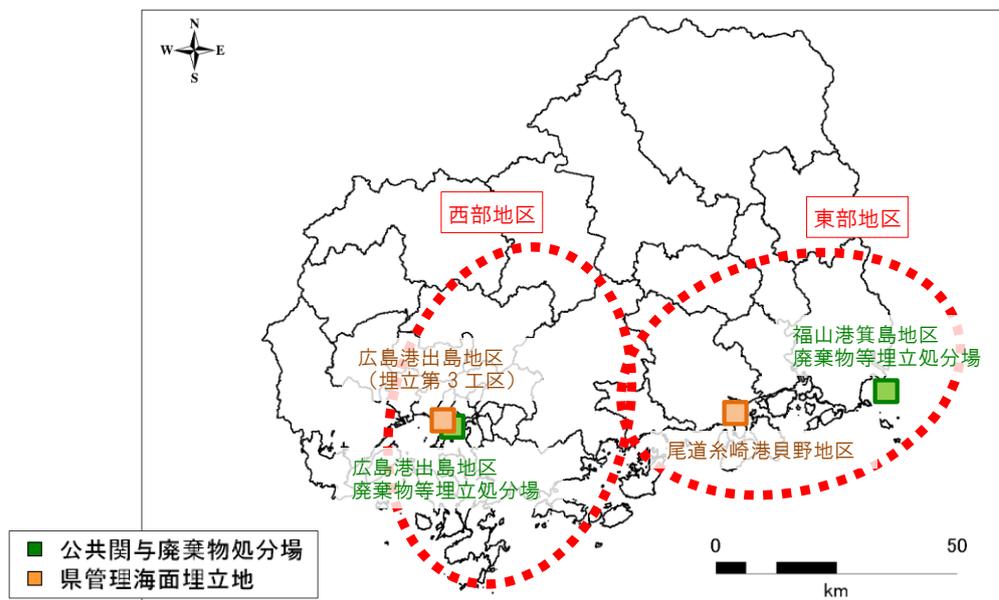


図2.1.5 土砂及びがれき類の広域処理のイメージ

出典：広島県「平成30年7月豪雨災害に係る広島県災害廃棄物処理実行計画（平成30年8月31日）」より

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

第2節 災害廃棄物処理手順

1 し尿・避難所ごみ等の処理

（1）し尿の処理

上下水道や浄化槽等の被災地域や避難所においては仮設トイレ等が利用される。仮設トイレのし尿は設置から2～3日中には回収を開始することが望ましく、速やかに収集運搬体制を整える必要があるため、市のし尿収集運搬車両を表2.2.1に示す。平時の処理体制での対応が困難である場合は、県や国とも連携して民間事業者や他市町に協力を要請する。

市の避難所におけるし尿発生推計量及び仮設トイレ必要基数を表2.2.2に示す。

表 2.2.1 し尿収集運搬車両

	直営	許可	合計
台数	8	92	100
積載量(kL)	18	296	314

表 2.2.2 し尿発生推計量及び仮設トイレ必要基数

対象地震	避難者数(人) ※	し尿発生推計量 (L/日)	仮設トイレ 必要基数(基)	被害想定記載仮設 トイレ需要量(基)
南海トラフ巨大地震	25,814	43,884	878	297
長者ヶ原断層－芳井断層	8,862	15,065	301	141

出典（避難者数）：広島県「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」

（2）避難所ごみの処理

市のごみ収集運搬車両は表2.2.3のとおりであるが、平時の処理体制での対応が困難である場合は、県や国とも連携して民間事業者や他市町に協力を要請する。

生活ごみは仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとし、腐敗性のものが含まれることも考慮して、発災後3～4日には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

避難所で発生する廃棄物を表2.2.4に示す。

表 2.2.3 ごみ収集運搬車両

	直営	委託	合計
台数	29	32	61
積載量(t)	53	64	117

表 2.2.4 避難所における生活ごみ発生推計量

対象地震	避難者数 (人)	避難所ごみ発生推計量 (t/日)
南海トラフ巨大地震	25,814	20.7
長者ヶ原断層－芳井断層	8,862	7.1

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

2 災害廃棄物の処理

（1）収集運搬

① 被災地～仮置場～処分先への流れ

収集運搬の流れを、図 2.2.1 に示す。収集運搬は、平時と同様に原則として市が行うが、通常の体制では運搬能力の不足が予想される場合は、民間事業者等に委託するなどして、必要な収集運搬体制を確保する。

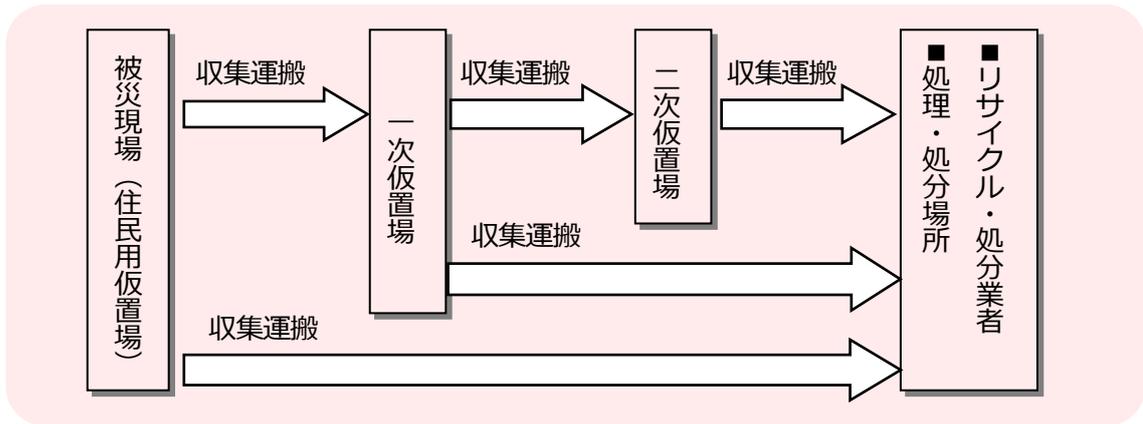


図 2.2.1 収集運搬の流れ

② 運搬ルートの確保

発災直後の収集運搬に際しては、道路の確保が重要である。道路管理者とも適切に連携して道路啓開状況を確認し、早期の運搬ルート確保に努める。

図 2.2.2 に示す、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）により、耐震性が確保された緊急輸送道路が選定されており、災害廃棄物処理においても緊急輸送道路を用いることで、早期の運搬・処理が可能となるが、災害時の初動対応は人命救助や避難者への支援物資の輸送等が優先されることに留意が必要である。

仮置場の選定の際にも、緊急輸送道路へのアクセスが良い場所を検討することにより、復旧・復興期の災害廃棄物処理が円滑に進めることが期待できる。

（2）破損家屋の撤去等

① 公費による撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が実施する。全壊家屋の撤去については、災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）の対象とされているが、災害の状況により、半壊家屋の解体も補助対象となるケースがある。これらについて、市が公費による解体を行う場合がある。公費による解体・撤去を実施する場合は、建物所有者の意思確認を前提とし、所有者からの申請窓口を設置する。併せて、関連部局と連携して業務発注等の作業を進める。

解体・撤去にあたっては、倒壊の危険性がある建物を優先的に実施する。解体・撤去時には貴重品、思い出の品に留意し、発見された場合は所有者等に引渡す機会を提供する。

② 石綿の飛散防止

石綿の使用が確認された場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、必要な手続きを行った上で、除去作業を実施する。

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

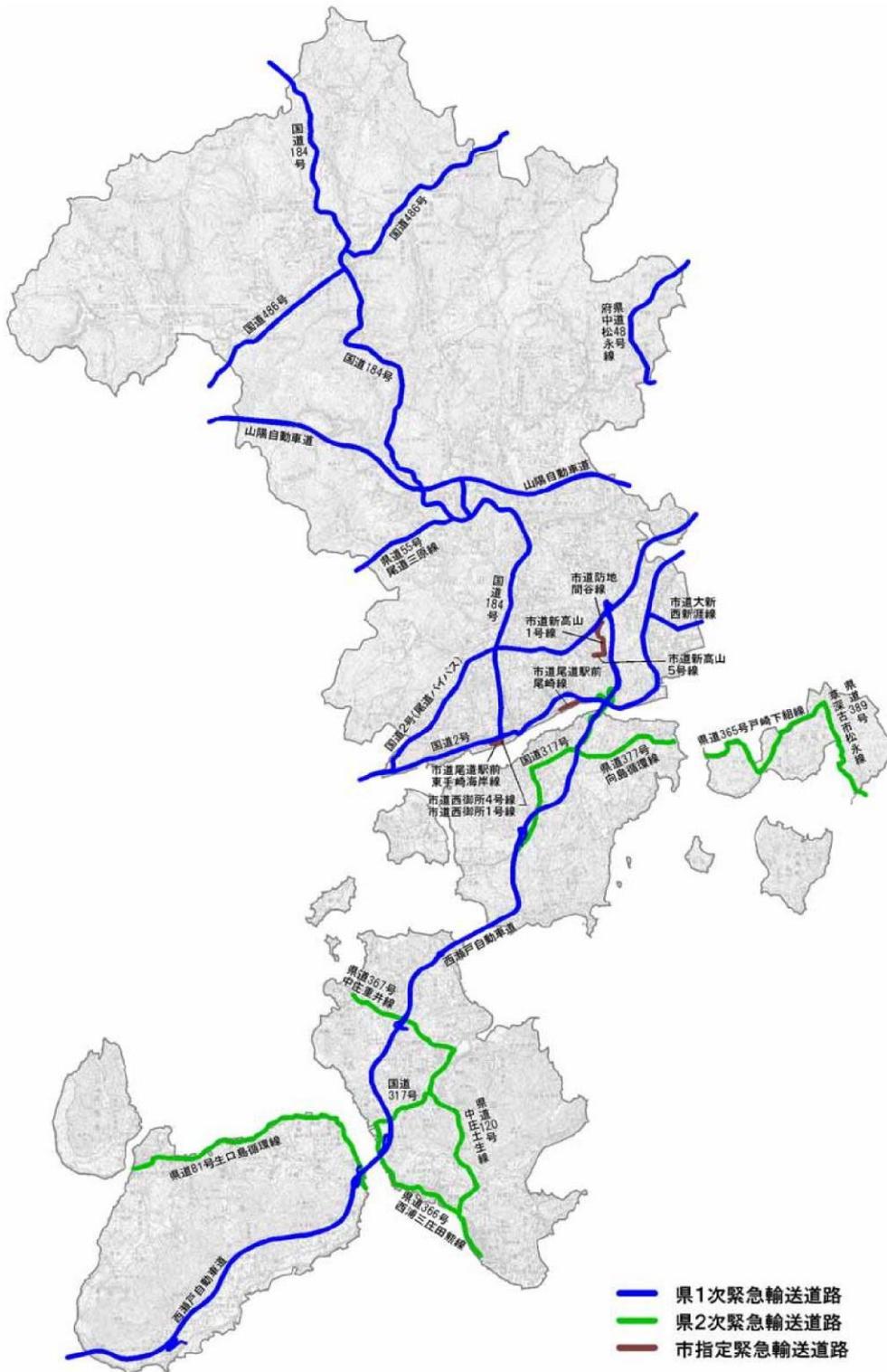


図 2.2.2 災害時に確保すべき道路位置図

出典：「尾道市地域防災計画」【第2部地震対策編】引用

第2章 災害廃棄物処理対策（地震災害）

（3）仮置場での分別・処理

発災後は、市において災害廃棄物の仮置場を設置・運営する。表 2.2.5 に仮置き場の定義を示し、表 2.2.6 に尾道市における仮置場必要面積を算出した。

表 2.2.5 仮置場の定義

住民用仮置場	被災した住民が片付けごみ等を自己搬入する仮置場。発災後速やかに、被災地区に近い公有地等に設置し、数か月間に限定して受け入れる。 ※平成 30 年 7 月豪雨では尾道市は設置していない
一次仮置場	被災した建物や津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受け入れのための中間処理（破碎・選別）を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

状況に応じて各仮置場を一体的に運用

表 2.2.6 一次仮置場の必要面積

対象地震	可燃物(m ²)	不燃物(m ²)	合計(m ²)
南海トラフ巨大地震	263,818	336,885	600,704
長者ヶ原断層一芳井断層	187,930	224,855	412,786

3 処理困難廃棄物の処理

処理困難廃棄物等は、平時の収集・処理対象ではない場合が多く、必要に応じ県とも調整し、専門的な知識・技術を有する事業者等の協力も得つつ、特に配慮して収集・処理を行う。

- ・有害性のある**化学物質**の漏えい等が疑われる際には、速やかに対応方針を検討する。PRTR 制度に基づく届出事業所数で上位を占める燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの油類の漏えいに係る調査にあたっては、「油汚染対策ガイドライン」（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壤農薬部会土壤汚染技術基準等専門委員会）等を参考に対応する。
- ・被災した**太陽光発電設備**に接触・接近すると感電のおそれがある。また、有害物質が流出するおそれもある。浸水・破損した太陽光発電設備にむやみに近づかず、施工業者、メーカー等、適切な取扱いができる者に対処を依頼するよう、住民に周知する。
- ・東日本大震災においては、被災した水産食料品用の冷蔵・冷凍倉庫等から**腐敗性の強い水産系廃棄物**が多量に発生し、課題となった。瀬戸内海では、海洋投入が困難であることから、腐敗性廃棄物の発生予測と対応について引き続き検討していくこととする。
- ・海に流出した災害廃棄物や海上に存在する構造物の破損等による廃棄物については、国の全体的な方針をもとに、関係省庁・県・市が、港湾管理者・漁港管理者・海岸管理者としての立場も踏まえ、適切に連携して対策を行う。

4 思い出の品等

現金や証券、印鑑等の貴重品について遺失物法に基づき警察に届け出るほか、写真やアルバム、位牌など、所有者にとって価値があると認められるものは、思い出の品等として可能な限り廃棄物から分別して回収し、リスト化して閲覧・引渡しの機会を設ける。

第3章 災害廃棄物処理対策（風水害）

災害廃棄物処理対策に係る一般的な事項は第2章災害廃棄物処理対策（地震災害）に示した。本章では風水害に関して地震災害と異なる特徴的な事項を抽出し、まとめて記載する。

1 概要

市域の大半を山地が占めており、その表層は花崗岩が風化した粒径の細かい「まさ土」が分布している。市内には、約1千6百箇所もの土砂災害危険箇所が存在し、平成30年7月豪雨では、市内各所で発生した土砂崩れにより、死者2名、災害廃棄物発生量約5万トンの深刻な被害が生じている。これらの状況を踏まえ、市の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理を考える上では、土砂災害廃棄物を含む風水害廃棄物を考慮することが重要である。

2 対象とする風水害と廃棄物の処理

検討対象とする風水害は土砂災害と洪水災害とする。洪水災害では、全壊よりも床上・床下浸水家屋が多く、発災直後から災害廃棄物処理対応が業務の中心となることが想定される。大規模な地震災害と比較して被災範囲や廃棄物発生量が限定的であることが多く、1年程度を目安に処理を完了させることが望ましい。

具体的な処理手順の基本は、地震災害による災害廃棄物と同様であるが、風水害廃棄物に特徴的な事項を次の項に示す。

3 風水害廃棄物の特徴

（1）土砂混じりがれき

洪水や土砂災害等の風水害が発生した場合、土砂や流木等を含む廃棄物（以下、「風水害廃棄物」という。）が一度に大量に発生する。

風水害廃棄物は、地震災害で発生する災害廃棄物と比較して、土砂や流木の混入率が高いことが特徴である。土砂や流木そのものは廃棄物ではないため、災害復旧の対応にあたり、その処理は土木及び農林関係の部局の対応となるが、住宅等が被災し土砂・流木と廃棄物の分別が困難な場合等は、全体を災害廃棄物（土砂混じりがれき）として取扱う場合がある。

（2）片づけごみ

風水害では、発災から比較的短い時間で自宅に帰還する住民が多くなると考えられる。このため、発災数日後には、被災家屋から水や土砂を被った家具・家財等を含む片づけごみが一度に搬出される傾向にある。

特に水害によって、水分を多く含んだ畳や家財など腐敗性の廃棄物が大量に出てくる。

（3）し尿等

くみ取り便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがある。公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便槽や浄化槽は速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う必要がある。

第2章 災害廃棄物処理対策（風水害）

4 風水害廃棄物発生量の試算（参考）

（1）土砂災害廃棄物発生量

土砂災害廃棄物発生量については、確立された一般的な推計手法は存在しないが、広島県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）では、平成26年8月の広島市土砂災害の降雨履歴と廃棄物発生量、県内の土砂災害危険個所の分布をもとに土砂災害廃棄物発生量を表3.4.1のとおり試算している。また、表3.4.2には、各地区で最大となる土砂災害廃棄物発生量の推計値をそれぞれ記載している。

表3.4.1 （参考）土砂災害廃棄物発生量推計値

土砂災害廃棄物発生量推計値 (t)
723,000

出典：広島県「広島県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」

表3.4.2 土砂災害廃棄物発生量推計値

地域名 ※右図の区分	土砂災害廃棄物 発生量推計値 (t)
旧御調町	270,935
北部地域	307,593
東部地域	18,677
中部地域	65,097
西部地域	69,493
南部地域	74,853
旧向島町	122,920
旧因島市	387,865
旧瀬戸田町	406,879



（2）水害廃棄物発生量

水害廃棄物発生量は、各河川の浸水想定区域（当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）のデータから、洪水発生時の被害棟数を抽出し、これに発生原単位を乗じることにより推計した。

地区別の水害廃棄物発生量は、表3.4.3のようになる。

表3.4.3 水害廃棄物発生量推計結果

河川名	地区名	床下浸水棟数 (棟)	床上浸水棟数 (棟)	水害廃棄物発生 推計量(t)
藤井川	北部地域	448	994	3,803
	東部地域	96	1,776	6,739
本郷川	北部地域	5	14	53
御調川	旧御調町	502	1,093	4,183

第2章 災害廃棄物処理対策（風水害）

6 風水害廃棄物処理の留意点

（1）土砂災害廃棄物

災害廃棄物等処理事業では、生活環境保全上の支障及びその恐れを除去するため、宅地内に堆積した土砂混じりがれきの撤去を対象としている。平成30年7月豪雨では、国土交通省の堆積土砂排除事業との連携により、早期の復旧が進められた。

以下、土砂災害廃棄物の処理に当たっての留意点を列記する。

- ・近年、土砂災害が頻発し、宅地内の土砂混じりがれきの処理が課題となっている。事業の在り方が災害ごとによって変わっているため、国の最新の情報を確認しながら進める。
- ・被災現場を確認する際には、土砂混じりがれき堆積量（以下、土砂量とする）がわかるような写真や土砂により損傷した家屋の解体可能性のわかる写真を撮影しておく。
- ・平成30年7月豪雨では、宅地内土砂の公費撤去、費用償還が実施された。同様の制度が実施される場合には、土砂量が根拠として求められることから、調査員や住民へ写真による根拠の保全について周知を行う。
- ・仮置場への災害廃棄物の搬入は、事業ごとに分けて仮置きすることを原則とする。仮置場への搬入量、処分先への搬出量あるいは処分先の受入量をトラックスケール等により記録し、災害廃棄物量を推計するとともに、各種申請・支出等の根拠とする。

（2）水害廃棄物

河川堤防が破堤するなどの水害が発生すると、広範囲にわたり浸水被害が発生する。水が引いた後に家屋の片付けごみが短期間で大量に発生する場合が多い。

また、水害廃棄物は水分を大量に含んでおり、気温が高い時期に発生することが多いため、腐敗による悪臭など、生活環境の悪化が懸念される。

以下、水害廃棄物の処理に当たっての留意点を列記する。

- ・短期間で大量の片付けごみが発生することから、道路脇にこれらの廃棄物が並べられることも多い。早期の仮置場開設と、運搬手段の確保、住民への分別搬入の周知が必要となる。特に、管理者が不在の公園等に住民用仮置場を設置する場合は、腐敗等の衛生環境の悪化のほか、不法投棄、処理に多大な時間が必要となる混合廃棄物化（不分別）が想定できる。これらを極力減らすように住民への周知と管理手段の確保が必要である。
- ・特に畳のように腐敗性の廃棄物は、早期に処理を行う必要がある。優先的に被災現場、仮置場から処分場へ運搬、処理を行う。
- ・仮置場については、必要に応じ保管する災害廃棄物の消毒を適切に実施する必要がある。
- ・河川から、流木や魚の死骸が大量に発生する可能性がある。また、農地から農作物についても大量に発生する可能性がある。これらについても腐敗しやすく、早期の処理が必要となる。処理にあたっては、各管理者、管轄部局の対応となるが、市が処理を担当する場合もあるため、処理方法について検討しておく必要がある。
- ・水害により、ガスボンベ等の処理困難物、事業所からの内容物不明のドラム缶、農業、水産物など、処理困難物の処理を行わなければならないこともある。